

「指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護」

特別養護老人ホーム 第二竹里館

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

福岡県指定 第4078700616号

当施設は、ご利用者に対して短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◆◇ 目次 ◇◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 第三者による評価	11
6. 苦情の受付について	11
7. 施設利用の留意事項	13
8. 非常災害時の対策	13

社会福祉法人 竹里会

特別養護老人ホーム 第二竹里館

1. 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 竹里会
(2)法人所在地 福岡県みやま市山川町原町83番地の1
(3)電話番号 0944-67-3141
(4)代表者名 理事長 山内 一明
(5)開設年月日 昭和61年4月1日

2. 事業所の概要

- (1)事業所の概要 指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護
福岡県 第4078700616号
平成25年 12月 1日指定
※当事業所は特別養護老人ホーム第二竹里館に併設されています。
- (2)事業所の目的 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に基づき、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に日常生活を営むために 必要な居室および 共有設備等をご利用いただき、短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3)事業所の名称 特別養護老人ホーム 第二竹里館
- (4)事業所の所在地 福岡県みやま市瀬高町高柳256番地1
- (5)電話番号 0944-62-7001
Fax 番号 0944-32-8773
- (6)管理者氏名 関 昭典
- (7)当事業所の基本理念 ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供に努めます。
明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視するとともに、個々の生活スタイルに配慮し、その人らしい生活ができるくらしを目指します。
- (8)開設年月日 平成 25年 12月 1日
- (9)営業日および営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～日(祝日含む) 9時00分～18時00分

(10)利用定員 特別養護老人ホーム40床の空床利用

(11)居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、完全個室です。当施設を利用される場合、空床でのサービス提供となります。空床とは入所者の都合によりベッドが空いている場合利用可能となります。施設の指定する居室以外の利用は原則できませんので、居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。ご理解の程宜しくお願い致します。

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット型個室	40室	1ユニット10名(計4ユニット)
食 堂	4室	各ユニットに1室(特養と兼用)
共同トイレ	8室	各ユニットに2室
浴 室	3室	特殊浴槽1室、個浴槽2室
医務室	1室	健康管理や医療処置を行います。

※各居室には、洗面台、衣類等収納タンス、床頭台、ベッド、寝具類等の設備が備え付けてあります。

3、職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しております。

※職員は全員、特別養護老人ホームと兼任しています。

〈 主な職員の配置状況 〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)(特別養護老人ホーム第二竹里館と兼務)	1 名(1名)	1 名
2. 生活相談員 (特別養護老人ホーム生活相談員と兼務)	1 名(1名)	1 名
3. 介護支援専門員	1 名(1名)	1 名
4. 介護職員	16 名(16名)	12 名
5. 看護職員	3.0 名(3名)	2 名
6. 機能訓練指導員(看護職員と兼務)	0.1 名(2名)	1 名
7. 医師(非常勤)	0.1 名(2名)	1 名
8. 管理栄養士	1 名(1名)	1 名

※ 看介護職員の配置基準は看介護合わせて利用者3名に対し職員1名、合わせて14名となっております。

※ 常勤換算 : 職員それぞれの週あたりの勤務延時間の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間(例 : 週40時間)で除した数です。(カッコ内は実人数)。

〈 主な職種の勤務体制 〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週 月・金 曜日 10:30~12:00
2. 管理者	9:00~18:00
3. 生活相談員	8:30~17:30
4. 介護支援専門員	8:30~17:30
5. 看護職員	①8:00~17:00 ②8:30~17:30 ③9:00~18:00
6. 介護職員	①7:00~16:00 ④9:00~18:00 ②7:30~16:30 ⑤10:00~19:00 ③8:00~17:00 ⑥(夜勤)17:00~10:00
7. 機能訓練指導員	9:00~18:00
8. 管理栄養士	8:30~17:30

※土日祝日およびその日の状況に応じて上記と異なる場合があります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 当施設が提供する基準介護サービス(契約書第5条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割および8割および7割が介護保険から給付されます。

〈 サービスの概要 〉

① 食事

- ・ 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを目指しています。
- ・ ご利用者の生活習慣を尊重するとともに適切な時間に食事を提供できるよう配慮します。

(基本食事提供時間)

朝食時間 8:00~ 昼食時間 12:00~ 夕食時間 17:30~

※上記以外の時間にも、ご希望に応じてお食事時間を調整いたします。

② 入浴

- ・ ご利用者のご希望や身体状況に合わせた浴槽での入浴の手助けを行います。入浴回数については利用期間に応じて検討させていただきます。(原則週2回)

③ 排泄

- ・ ご利用者の状態に応じて適切な排泄の手助けを行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 口腔ケア

- ・ 口腔内の清潔が保てるよう、ご利用者に合わせた口腔ケアを毎日行います。

⑤ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご利用者の身体の状態に応じて、日常生活を送る上で必要な機能の回復及び機能低下を予防する為の訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が健康管理を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・ 寝たきり状態予防のため、体調等に配慮行いながら離床の機会を提供いたします。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、整容、整髪、洗顔等の手助け行います。

⑧ 事故発生時の対応方法

- ・ 事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに身元引受人又は家族等及び医療機関、その他関係機関に事故の発生状況及び今後の 対策について報告します。
- ・ 当施設では、サービスの提供に伴って当施設の責めに帰すべき事由により、ご利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者又は身元引受人に対してその損害を補償限度額の 範囲内において、その損害を賠償させていただきます。
- ・ 当施設は事故の帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いかねる場合もあります。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第7条参照)

下記の利用料金によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

※下記の加算については、事業者が加算条件を満たした場合又は加算対象サービスを行った場合に算定されます。

☆ご利用者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画・介護予防支援サービスが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

【併設型ユニット型短期入所生活介護利用料(1日あたり)】

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① サービス料金	7,040円	7,720円	8,470円	9,180円	9,870円
② 介護保険3割負担	2,112円	2,316円	2,541円	2,754円	2,961円
③ 介護保険2割負担	1,408円	1,544円	1,694円	1,836円	1,974円
④ 介護保険1割負担	704円	772円	847円	918円	987円

※介護度申請中や支給限度基準額以上の利用、介護保険外での利用等の場合は、①の金額を全額自己負担していただく場合があります。

※介護保険を利用されず自費での利用をされる場合も同様に①の金額が全額自己負担となります。

【併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護利用料(1日あたり)】

区分	要支援1	要支援2
① サービス料金	5,290円	6,560円
② 介護保険3割負担	1,587円	1,968円
③ 介護保険2割負担	1,058円	1,312円
④ 介護保険1割負担	529円	656円

※介護度申請中や支給限度基準額以上の利用、介護保険外での利用等の場合は、①の金額を全額自己負担していただく場合があります。

※介護保険を利用されず自費での利用をされる場合も同様に①の金額が全額自己負担となります。

加算一覧（①介護保険1割負担、②介護保険2割負担、③介護保険3割負担）

◎	機能訓練体制加算	① 12円/日 ② 24円/日 ③ 36円/日	専従の機能訓練指導員を配置している場合
◎	個別機能訓練加算	① 56円/日 ② 112円/日 ③ 168円/日	個別の機能訓練計画を策定し、これに基づきサービスの提供を行った場合
○	看護体制加算(Ⅰ)	① 4円/日 ② 8円/日 ③ 12円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
○	看護体制加算(Ⅱ)	① 8円/日 ② 16円/日 ③ 24円/日	看護職員を最低基準配置よりも1名以上配置し、看護職員による24時間の連絡体制を確保していること
○	夜勤職員配置加算	① 18円/日 ② 36円/日 ③ 54円/日	夜勤を行う介護、看護職員が最低基準配置を1名以上上回っていること
◎	認知症行動・心理症状緊急対応加算	① 200円/日 ② 400円/日 ③ 600円/日 (7日間を限度)	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅の生活が困難であり、緊急に短期入所する事が適当であると判断した場合
◎	若年性認知症利用者受入加算	① 120円/日 ② 240円/日 ③ 360円/日	若年性認知症を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
○	緊急短期入所受入加算	① 90円/日 ② 180円/日 ③ 270円/日 (7日間を限度)	利用者の状態や家族の事情により、介護支援専門員が短期入所生活介護を必要と認め、サービス提供を行った場合
◎	送迎加算	① 184円/片道 ② 368円/片道 ③ 552円/片道	利用者に対して送迎を行う場合
◎	療養食加算	① 8円/回 ② 16円/回 ③ 24円/回	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
○	医療連携強化加算	① 58円/日 ② 116円/日 ③ 174円/日	看護体制加算算定の上、協力医療機関との緊急やむを得ない場合の対応の取り決めを行っている場合

◎	サービス提供体制 加算	① 22円/日 ② 44円/日 ③ 66円/日	I 介護職員総数のうち介護福祉士80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上の場合
		① 18円/日 ② 36円/日 ③ 54円/日	II 介護職員総数のうち介護福祉士60%以上の場合
		① 6円/日 ② 12円/日 ③ 18円/日	III 介護職員総数のうち介護福祉士50%以上又は常勤職員が75%以上又は勤続7年以上の職員が30%以上の場合
◎	介護職員等処遇改善 加算	(所定単位 ×11.3%/月)	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うとともに、当該計画に基づき、適切な処置を講じ、実施した場合

※加算については、事業者が加算条件を満たした場合又は加算対象サービスを行った場合に算定されます。

※◎は要介護者、要支援者共通加算、○は要介護者のみの加算になります。

※介護保険を利用されず自費での利用をされた場合、前記の加算も全額自己負担となる為、

①の料金に10を乗じた金額が全額自己負担での金額となります。

◇当事業所の滞在費・食事の負担額

本人や配偶者、世帯の全員が市町村民税非課税であり、預貯金や世帯状況等一定の条件を満たす方や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

居室と食費に係る自己負担額について負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている居室・食費の負担限度額とします。ご利用の際は介護保険負担限度額認定証の提示をお願い致します。

【 居住費・食費の負担額（1日） 】

区分	利用者負担額	居住費	食費
第1段階	・世帯の全員（世帯を分離されている配偶者を含む）が市区町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	880円	300円
第2段階	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	880円	600円
第3段階①	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	1,370円	1,000円
第3段階②	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	1,370円	1,300円
第4段階	・上記以外の方	2,066円	1,700円

※食費・・朝食460円 昼食・・620円 夕食・・620円 1日合計1,700円

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第6条、第10条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈 サービスの概要と利用料金 〉

① 特別な食事(事業所による提供や献立表以外の食費)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金 : 要した費用の実費

② 電気代

個人でテレビ・冷蔵庫を設置された場合、1台につき1日50円の電気代がかかります。

③ 理容・美容

月に1回、理容師・美容師の出張による理髪サービス(理容、顔剃)をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり2,000円より

④ レクリエーション

日常生活の中でのレクリエーションや、季節に応じた行事を実施します。レクリエーションに関する費用は利用料に含まれています。(内容により別途費用の負担が必要な場合には、事前にご説明行い負担して頂く場合がございます。)

⑤ 複写物の交付

ご利用者又は身元引受人は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できます。

複写物の交付を希望される場合は事務所までお知らせ下さい。交付に対しての費用は原則必要ありませんが、複写物により費用が必要になる場合はご相談させていただきます。

(3)利用料のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了後翌月の10日に請求書発行、ご郵送いたします。ご利用翌月の末日までに下記のいずれかの方法にてお支払い下さいますようお願いいたします。(原則として施設窓口でのお支払いをお願いしております。)

ア. 施設窓口への現金支払い
イ. 下記指定口座への振込み 西日本銀行 特別養護老人ホーム 第二竹里館 施設長 関 昭典
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし 利用できる金融機関 西日本銀行 瀬高支店 普通預金 利用者個人口座

(4)利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを中止または、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金のみお支払いいただきます。

5. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり 2なし
②なし			

6. 苦情の受付について (契約書第15条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口

- 苦情受付担当者 立石竜彦 第二竹里館 事務長 電話 0944-62-7001
Fax 0944-32-8773
- 苦情解決責任者 関 昭典 第二竹里館 施設長 電話 0944-62-7001
Fax 0944-32-8773
- 第三者委員 ①山城富美雄 竹里会 評議員
②菊池裕規 竹里会 評議員

受付時間 随時

また、苦情受付・提案ボックスを第二竹里館エレベーター横に設置しています。

(2) 当苦情解決委員会で解決できない苦情は、下記に申し立てることができます。

- ◎ みやま市役所 介護支援課 介護保険係
みやま市瀬高町小川5番地 電話 0944-64-1555
Fax 0944-64-1601
- ◎ 福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部
柳川市三橋町正行431番地 電話 0944-75-6301
Fax 0944-75-6340
- ◎ 大牟田市役所 保健福祉部 福祉支援室福祉課
大牟田市有明町2丁目3番地 電話 0944-41-2683
Fax 0944-41-2662

- ◎ 筑後市役所 市民生活部 高齢者支援課
筑後市大字山ノ井 898 番地 電話 0942-53-4115
Fax 0942-53-4119
- ◎ 国民健康保険団体連合会
福岡市博多区吉塚本町 13 番地 47 電話 092-642-7859
Fax 092-642-7856
- ◎ 福岡県社会福祉協議会「運営適正化委員会」
春日市原町 3 丁目 1 番地 7 電話 092-915-3511
Fax 092-584-3790

※上記に記載のない保険者および窓口に関しましては当施設事務所へお尋ね下さいますようお願い致します。

7. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所および利用されているご利用者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

(ライター等の火器、ナイフ等刃物類、ペット等の生き物、高価な貴金属証券類、他ご利用者に迷惑がかかると思われる物)

※現金等御預かりすることができません。紛失された場合、当施設では責任を負いかねますのでご了承下さい。

(2) 面会

面会時間 終日 9:00～19:00

事務所の面会簿にご記入後、ご面会していただきますようよろしくお願い致します。なお、インフルエンザ、感染症等の流行時期にはご面会を控えて頂く場合があります。

(3) 食事

食事が不要な場合は前日までに事務所にお申し出ください。

(4) 喫煙

施設内では、原則喫煙はできません。ご希望の場合は事務所までご相談下さい。

(5) その他

※安全面や健康面に配慮行うため、飲食物の持ち込みやタバコ、アルコール類は職員にお預けください。

※備え付けの家具類以外の持込をご希望される場合は、事務所までお申し出下さい。持込が困難な場合はお断りさせて頂くこともございますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

8. 非常災害時の対策

(1) 非常災害に備えて非難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施します。

(2) 利用者様は前項の対策に可能な限り協力をお願い致します。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に
際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 福岡県みやま市瀬高町高柳 256 番地 1
名称 特別養護老人ホーム 第二竹里館
施設長 関 昭典 印

説明者 所属
氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス・
指定介護予防短期入所生活サービスの提供開始に同意しました。

【ご利用者】

住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先 _____

【身元引受人】住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先 _____